

流動性規制（流動性カバレッジ比率） に関するバーゼルⅢテキスト公表

— 流動性カバレッジ比率の主要な項目の確定 —

2013年1月
金融庁／日本銀行

目次

1. 流動性カバレッジ比率の見直しの経緯、概要
2. 適格流動資産の見直し
3. 資金流出・流入率の見直し
4. 適格流動資産の危機時の利用
5. LCRの実施スケジュール
6. 今後の検討課題
(参考資料)

1. 流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio, LCR) の見直しの経緯

- バーゼル委は、2010年12月に公表したバーゼルⅢ規則文書において、2011年から2014年末迄を「観察期間」と定め、その間に同規制の「意図せざる影響」を確認し、必要があれば2013年半ばまでに見直しを行う旨表明した。
 - その後、バーゼル委の流動性作業部会は、定量的影響度調査や業界ヒアリングを行い、それを踏まえてLCRの見直すべき点を整理。バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ (GHOS) は、2012年1月8日、バーゼル委に対して、①適格流動資産の定義、②資金流出率・流入率の調整、③平時に積み上げた適格流動資産の危機時の利用に関する規制意図の明確化の3点を検討し、2012年末までに最終化するよう指示。
 - 約2年にわたる議論の末、バーゼル委は、LCRの見直し案を2012年12月の会合で合意し、その内容は、1月6日に開催されたGHOS会合で承認された。1月7日、バーゼル委は規則文書の改訂版を公表した (<http://www.bis.org/press/p130106.pdf> <GHOSリリース>、<http://www.bis.org/publ/bcbs238.pdf> <規則文書>を参照。)
- イングベス・バーゼル委議長「LCR規制の修正は、銀行の流動性に関する健全な最低基準 (危機時の実際の経験を反映した基準) の策定を確実にする」

1-1 流動性カバレッジ比率(LCR)の概要

(1) 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

(2) 基準の概要 (図中の下線部は今回の見直しで変更された箇所)

— 2015年から段階的に実施

- 掛け目: 100%
 - ・ 現金
 - ・ 中銀預金
 - ・ 国債(リスクウェイト0%、同0%でない母国国債等)
- (算入制限なし)

(算入制限: 全体の40%)

- 掛け目 85%
- ・ 国債(リスクウェイト20%)
- ・ 社債・カバードボンド(AA-以上)

- 掛け目 50%
 - ・ 上場株式、社債(A+~BBB-)
 - 掛け目 75%
 - ・ 住宅ローン担保証券(AA以上)
- (算入制限: 15%)

$$LCR = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\%$$

<主な預金の流出率>

- ・ リテール・中小企業(預金保険対象) 5% (**3%**)
- " (預金保険対象外) 10%
- ・ 非金融機関(預金保険対象) 75% ⇒ **20%**
- " (預金保険対象外) 75% ⇒ **40%**
- ・ 金融機関 100%

<与信・流動性ファシリティ等の流出率>

- ・ リテール向け与信・流動性枠 5%
- ・ 非金融機関向け与信枠 10%
- ・ 非金融機関向け流動性枠 100% ⇒ **30%**
- ・ 金融機関向け与信・流動性枠 .. 100% ⇒ **40%**
- ・ 中銀とのレポ取引 25% ⇒ **0%**

1-2 流動性カバレッジ比率(LCR)の主な項目と掛け目一覧

1. 適格流動資産		
項目	掛け目	
レベル1資産		
現金、中銀預金(危機時に引出し可)、リスクウェイトが0%の国債等 リスクウェイトが0%でない母国政府・中銀の母国通貨建て債務等	100%	
レベル2資産(適格流動資産全体の40%を上限)		
レベル2A資産		
リスクウェイトが20%の政府・中銀・公共セクターの証券・保証債 高品質(AA-以上)の非金融社債、カバードボンド、事業会社CP	85%	
レベル2B資産(適格流動資産全体の15%を上限)		
RMBS(AA格以上)	75%	
非金融社債(A+~BBB-)・上場株式(主要インデックス構成銘柄)	50%	

2. 主な資金流入項目(資金流出総額の75%を上限)		
項目	掛け目	
以下を担保としたリバース・レポと証券借入		
レベル1資産	0%	
レベル2A資産	15%	
レベル2B資産(適格RMBS)	25%	
レベル2B資産(その他)	50%	
その他全資産	100%	
カウンターパーティー毎のその他資金流入		
リテール向け健全債権	50%	
事業法人(リテールを除く)、政府・公共セクター向け健全債権	50%	
金融機関・中銀向け健全債権	100%	
金融機関から付与されている与信・流動性ファシリティ	0%	
デリバティブのネット受取	100%	

3. 主な資金流出項目		
項目	掛け目	
リテール預金(中小企業預金を含む)		
安定預金 ^(注1)	5%	
準安定預金 ^(注2)	10%	
ホールセール調達		
無担保調達		
オペレーショナル預金 ^(注3) (付保対象)	5%	
オペレーショナル預金(付保対象外)	25%	
(上記以外)の事業法人、政府・中銀・公共セクターからの調達(預金全額付保)	20%	
(〃)事業法人、政府・中銀・公共セクターからの調達(預金全額付保でない場合)	40%	
(〃)金融機関からの調達	100%	
有担保調達		
レベル1資産を担保とした調達	0%	
レベル2A資産を担保とした調達	15%	
レベル2B資産(適格RMBS)	25%	
レベル2B資産(その他)	50%	
中銀からの調達(政府・公共セクターからの調達:25%<レベル1、2A担保除く>)	0%	
上記以外の有担保調達	100%	
与信・流動性ファシリティ ^(注4)		
与信ファシリティ(未使用額)		
事業法人(リテールを除く)、政府・中銀・公共セクター向け	10%	
金融機関向け	40%	
流動性ファシリティ(未使用額)		
事業法人(リテールを除く)、政府・中銀・公共セクター向け	30%	
金融機関向け(LCR適用対象先のみ40%、それ以外は100%)	40%	
デリバティブのネット支払	100%	

(注1)リテール安定預金とは、付保対象かつ顧客との関係が強固(給与振込先口座である等)な預金。当該預金が、一定の条件(預金保険制度について事前積立方式を採用していること、預金保険発動後、速やかに預金者が付保預金を引出可能であること(7営業日以内が目安)、LCRで想定するストレス状況下の付保預金の流出率が3%を下回る実績があること等)を満たすと3%の流出率を適用可。

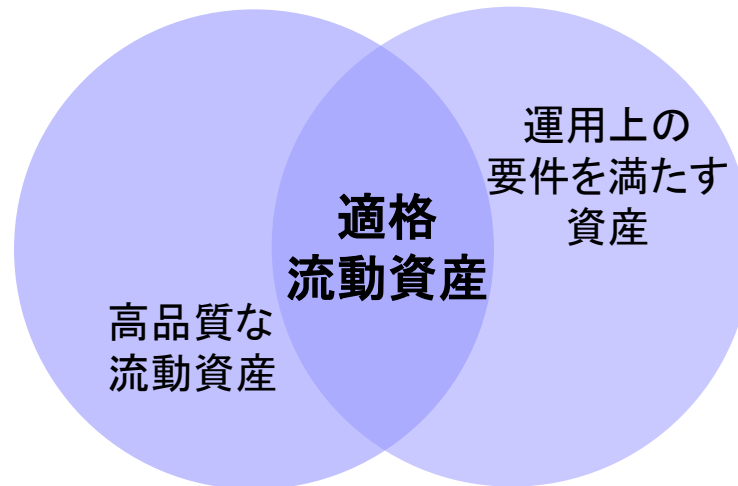
(注2)リテール準安定預金とは、安定預金と残存期間30日超の定期預金を除く預金。各国裁量で10%より高い流出率を設定可。

(注3)オペレーショナル預金とは、クリアリング、カストディ、キャッシュマネジメントを目的とする預金(協同組織金融機関の系統預金の最低預入額を含む)。当該預金が預金保険によって全額保護されている場合は、リテール安定預金と同じ取扱いを適用可。なお、預け側の資金流入は0%。

(注4)表中に該当しない与信・流動性ファシリティについては、リテール向けの流出率が5%、その他の法人(SPE、導管体等)向けの流出率が100%。

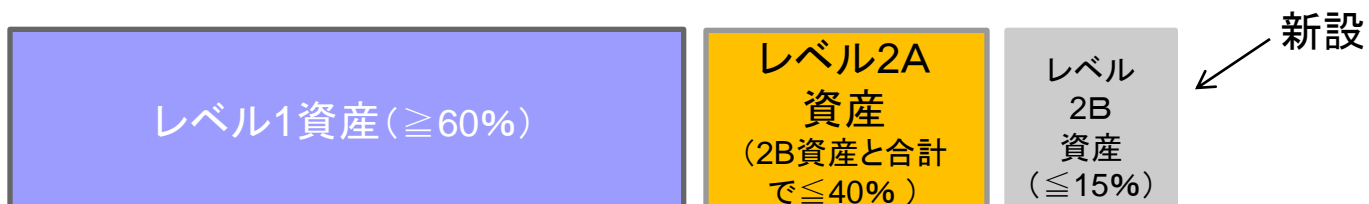
2. 適格流動資産の見直し

- 適格流動資産は、①ストレス時においても大きく減価することなしに換金できる資産（「高品質な流動資産」）であって②換金に係る障害が無い（「運用上の要件」を満たす）もの。
- この2つの要件は、従来から変更なし。
- 危機時における実際の経験をより適切に反映する観点から高品質な流動資産の範囲を拡大したほか、解釈相違（トレーディング部門で取扱ったものは全て不適格）をなくす観点から運用上の要件の明確化などを行った。



2-1 適格流動資産の範囲拡大(レベル2B資産の追加)

- 高めのヘアカット(低めの掛け目)を課した上で、以下の資産を「レベル2B資産」として適格流動資産に追加(各国裁量)。
 - (a) A+からBBB一格の非金融機関の社債(掛け目50%)
 - (b) 株式指数構成銘柄である非金融機関の上場株式(同50%)
 - (c) AA格以上のRMBS(同75%)
- ただし、レベル2B資産は流動性が相対的に低いことに鑑み、適格流動資産全体の15%を算入上限とする。
- 上記変更に合わせて、レポ取引の流出率(およびリバースレポ取引の流入率)も変更。例えば、レベル2B資産に該当する株式のレポ取引の流出率は100%→50%に引下げ。



2-2 レベル2B資産の適格要件の詳細

■ 非金融機関の社債

- ✓ 適格格付機関(ECAI)からA+からBBB-の格付を付与されているか、ECAIからの格付はないが、内部格付のデフォルト率がA+からBBB-に相当
- ✓ ストレス期における30日以内の価格下落またはヘアカット増加の最大値が20%ポイント以下
- ✓ Large, deep and activeな市場で取引されている(下記の株式・RMBSでも同様の基準あり)

■ 非金融機関の上場株式

- ✓ 取引所で取引されており、中央清算機関で清算・決済される
- ✓ 母国もしくは営業拠点国の主要指数(インデックス)構成銘柄、当該国の通貨建て
- ✓ ストレス期における30日以内の価格下落またはヘアカット増加の最大値が40%ポイント以下

■ RMBS

- ✓ 証券の発行、或いは証券の裏付資産の組成を銀行自身または関連会社が行なったものを除く
- ✓ 適格格付機関(ECAI)がAA以上の格付を付与
- ✓ 裏付資産は住宅ローンのみ(仕組み商品は不可)。フル・リコースであり、発行時の平均LTV比率が80%以下
- ✓ 発行者がリスクの一部を保有することを求める規制に則している
- ✓ ストレス期における30日以内の価格下落またはヘアカット増加の最大値が20%ポイント以下

2-3 運用上の要件 (Operational requirement) の明確化

- 運用上の要件とは、銀行が適格流動資産を即座に換金できる、もしくは換金できると証明できる状況を求めるもので、銀行は社内手続きを整備する必要。また、銀行は、定期的に市場で換金し、市場へのアクセスなどをテストする必要がある。
- レベル1、2資産を保有しても、換金する事務能力 (operational capability) が
ない場合は適格流動資産に含めることができない。
- ✓ 処分上の制約を受けていないこと
 - 当該資産が取引の担保等に供されておらず、換金に関する制約がないこと。ただし、中銀に担保として差し入れられている資産のうち、担保として未使用の資産は制約がないものとして扱うことができる。
- ✓ 流動性リスク管理の所管部署 (トレジャリー部門等) のコントロール下にあること
 - 上記部署は処分権限を継続的に持つべき。立証方法としては、①用途を資金繰り目的に特化した資産を当該部署が分別管理する、②当該部署がいつでも換金し、その資金を業務やリスク管理方針と相反することなく資金繰り目的で利用可能であると証明する、のいずれかが必要。
- ✓ 転貸権のある資産の例外
 - 転貸権のある資産を受け取っても、本来の所有者が30日以内に当該資産を引き出す契約上の権利を有するならば、適格流動資産に含めることができない。

2-4 「レベル2資産の算入制限(40%キャップ)」の見直し

■ 巻き戻し対象の見直し

- ✓ 従来は、30日以内に満期を迎えるレポ・担保スワップ取引を全て巻き戻した(取引がなかった状態に戻した)上で、修正レベル1資産、修正レベル2資産を計算。この結果、算入制限のすり抜けを意図していない取引(例:非適格流動資産を担保としたレポ取引)まで巻き戻し、レベル2資産を大幅に減額する過度な制限がみられた。
- ✓ この見直しとして、適格流動資産に関するレポ取引等のみ巻き戻すよう修正。この点、例えば、国債のレポ取引であっても、運用上の要件(Operational requirement)を満たさないレポ取引等(例えば、流動性リスクの所管部署の管理下でないレポ取引等)は、非適格資産に関する取引であるため、巻き戻しの対象外となる。

■ レベル2B資産の算入制限(15%キャップ)の追加

- ✓ 計算の考え方は40%キャップと同様。40%キャップの内訳項目となる。
- ✓ レベル2B資産を最大限利用(15%)する場合、レベル2A資産は25%まで算入可。

適格流動資産に関する主な見直しの一覧

項目	内容
適格流動資産の運用上の要件	適格流動資産は、資金繰り部署の権限で危機時にも処分可能な資産に限定
適格流動資産の範囲拡大	レベル2資産にレベル2B資産の区分を新設し、①社債(A+～BBB-)、②株式(株価指数構成銘柄)、③RMBS(AA以上)を含める。高めのヘアカットを課した上で算入限度は分子の15%とする
レベル2資産の算入制限の改善	レベル2資産の算入制限は、30日以内に満期を迎えるレポ、担保スワップ取引(非適格資産に関する取引を除く)を巻き戻し(取引がなかったものとみなす)したうえで計算
準備預金の扱いの明確化	所要準備も危機時に引出し可能な範囲でレベル1資産に算入可とする(各国裁量)
レベル2資産の適格性評価	国内格付会社の格付利用を認めるほか、高格付のCPを高格付けの社債と同様に取り扱う
適格流動資産が不足する国への特例措置(Alternative Liquid Asset: ALA)	例えば、シャリア適格銀行(イスラム法に従って銀行業務を行う銀行)は当局裁量でスクークを適格資産として算入可とする

3. 資金流出・流入率の見直し

- 過去の危機時における実際の流出率に鑑みて、主に以下の3点について資金流出率／ドローダウン率が実態に沿うよう見直した。
 - ✓ 安定的なリテール預金 (Stable deposits)
 - ✓ 無担保ホールセール調達 (Unsecured wholesale funding)
 - ✓ コミットメントライン (Committed credit and liquidity facilities)

- 従来は各国や各行で恣意性が入りやすかったため、レベル・プレイング・フィールドの確保のために取扱いを厳格化。
 - ✓ クリアリング、カストディおよびキャッシュ・マネジメント目的で使われるオペレーショナル預金 (Operational deposits)

- 十分に捕捉していなかった以下の流出リスクに対応。
 - ✓ デリバティブ (担保、価格変動リスク)
 - ✓ 顧客向けブローカレッジ業務

3-1 安定的なりテール預金の流出率の引下げ

(1) 安定的なりテール預金 (Stable deposits)

下記の場合、流出率:5%(不変)

- ✓ 実効的な預金保険制度または政府保証によって付保されており、
- ✓ 給振口座等の確立された取引関係がある。
- ✓ なお、実効的な預金保険制度とは、(i)迅速な保険金の支払いがあり、(ii)保護範囲が明確に定義され、(iii)公的に認知されている制度。

【主な見直し】

- ✓ 預金保険制度や実績率に関する追加要件を満たせば、流出率:3%も可(各国裁量)

(追加要件)

預金保険制度について、(i)保険料が事前積立方式であること、(ii)預金の大規模な引出しが発生した際に、政府からの保証等による機動的な調達が可能であること、(iii)預金保険発動後、速やかに(7営業日が目安)預金者が付保預金を引出し可能であること、を満たすほか、過去の危機時の付保預金の流出率が3%を下回った実績を示す必要。

3-2 無担保ホールセール調達の出率の引下げ

(2) 無担保ホールセール調達 (Unsecured wholesale funding)

- 事業法人、政府・中銀、公共セクターからの調達の出率は75%→40%へと引下げ。
- さらに、預金総額が実効的な預金保険制度により全額保護されている場合には、より低い出率(20%)を適用可。

なお、預金総額が預金保険の全額保護対象 (If the entire amount fully covered by deposit insurance scheme) とは、

預金総額が付保対象上限を下回り、かつ保険事故時に付保対象の範囲内で全額保護される預金。

—— 例えば、企業預金が1,300万円(付保対象上限1,000万円)であった場合、適用される出率は40%。部分的に(例えば1,000万円のみ)出率20%を適用することはできない。この点で他の出項目より要件が厳しい。

(例えば、上記のケースを安定的なりテール預金に当てはめると、1,000万円部分には5%の出率、残りの300万円部分には準安定預金として10%の出率を適用可)

3-3 オペレーショナル預金(ホールセール)の定義の厳格化

(3)オペレーショナル預金(Operational deposits)

下記の場合、流出率:25%(不変)

- ✓ オペレーショナルな預金として指定口座で管理されるホールセール預金のうち、
- ✓ オペレーション上、必要と算出される部分(余剰残高は対象外)
- ✓ 上記預金が預金保険の全額保護対象の場合、流出率は安定的なりテール預金と同水準まで引下げ

【オペレーショナル預金(Operational deposits)】

クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントのいずれか一つ以上の目的で預けられた預金。なお、預金の性質上、預け側の資金流入は0%。

— 協同組織金融機関の系統預金の最低預入額も同様の扱い(流出率:25%、流入率:0%)。

預金は上記サービスに付随するものとの位置づけ。金利収入だけを目的としている預金は対象外。ゼロ金利に近い低金利環境下では、付利のない預金を想定。



3-4 オペレーショナル預金の定義の厳格化(続き)

【主な見直し】

- ✓ 同一口座内のオペレーショナルでない余剰残高を一定の計算方法で適用除外
- ✓ オペレーショナル預金に該当し得る事例の減少

①余剰残高(Excess balance)

- ✓ クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントの目的で開設した預金口座であっても、当該目的で使われていない残高には通常のホールセール預金の流出率が適用される。
- ✓ すなわち、オペレーション上の必要額を自ら計算し、それ以外を余剰残高として区別する必要。なお、自行内で余剰残高の計算ができない場合には、通常のホールセール預金の流出率を適用する。

3-5 オペレーショナル預金の定義の厳格化(続き)

②オペレーショナル預金(Operational deposits)に該当し得る事例

✓ クリアリング

直接参加者である銀行が仲介することによって、顧客が最終的な受取人に間接的に資金を振込むことを可能にするサービス。該当し得る事例を下記に限定。

支払指図に基づく送金通知・照合・最終確認、日中貸越・オーバーナイトの当座貸越と決済後の残高維持、日中・当日最終決済ポジションの確定

✓ カストディ

金融取引において、顧客の代わりに、金融資産の保管、報告、処理等を行うサービス。該当し得る事例を下記に限定。従来認められた「外国為替取引の実行、スケジュールに基づく資金の分配、手数料・税金・その他費用の支払、トレードファイナンスなど」を削除。

証券取引の決済、契約上の支払の実行、担保受払処理、キャッシュ・マネジメント・サービスに関連したカストディ業務の提供、配当金やその他雑収入の受取、出資・償却など

✓ キャッシュ・マネジメント

顧客のキャッシュフロー、資産、負債を管理し、顧客の業務継続に必要な金融取引を行うために提供されるサービス。該当し得る事例を下記に限定。従来認められた「自動支払、金融取引の管理のための情報システムの提供など」を削除。

支払送金、集金、給料支払、資金支出のコントロール

3-6 コミットメントラインの流出率の引下げ

(4) コミットメントライン (Committed credit and liquidity facilities)

■ 定義変更

- ✓ 流動性ファシリティ: 30日以内償還のCPバックアップライン等に限定
- ✓ 与信ファシリティ: 流動性ファシリティ以外のコミットメントライン

■ 水準変更

- ✓ 事業法人等向け流動性ファシリティ(流出率: 100→30%)
- ✓ 銀行向けのコミットメントライン(与信、流動性ファシリティ)(同: 100%→40%)

	与信ファシリティ(未使用額)	流動性ファシリティ(未使用額)
リテール・中小企業	5%	5%
事業法人等 (非金融機関、政府・ 中銀・公共セクター)	10%	100% → 30%
銀行、その他金融機関	100% → 40%	100% → 40%、100%※
その他の法人 (SPE、導管体等)	100%	100%

※流動性ファシリティ: LCR適用対象行(銀行)向けは40%、その他の金融機関向けは100%の流出率を適用。

3-7 デリバティブや顧客向けブローカレッジの項目新設

(5) デリバティブや顧客向けブローカレッジ業務

■ デリバティブ取引

- ✓ 支払い額に対して担保(HQLA)が差し入れられている場合、相手先毎に相殺可能
- ✓ 取引相手が契約上、即時に返還請求可能な超過担保の保有分は100%流出
- ✓ 取引相手が契約上、即時に差入請求可能な差入担保の不足分は100%流出
- ✓ 銀行の同意なくHQLA担保をnon-HQLA担保に差替え可能な契約を締結している場合、当該HQLA担保額を100%流出
- ✓ デリバティブの価格変動による流動性ニーズの増加として、以下の流出をカウント
 - * 直近2年間において実際に生じた、30日間の担保フローの最大額

3-8 デリバティブや顧客向けブローカレッジの項目新設(続き)

■ 顧客向けブローカレッジ業務

- ✓ non-HQLA担保のリバース・レポは100%流入扱いであるが、non-HQLA担保のマージン貸出は顧客向けサービス(一部継続が前提)のため、50%流入に引下げ
- ✓ 顧客のショートポジションをその他の顧客のロングポジションでカバーする場合、偶発債務として50%流出
- ✓ 顧客のショートポジションを自行のレポ取引でカバーする際に、顧客のショートポジションに契約上の満期がない場合、当該レポ取引は30日以内に満期が到来するものとして流出扱い
- ✓ プライム・ブローカレッジ業務等の提供から生じる顧客の現金残高は、顧客資産の分別管理義務に基づく保有額を除いて、100%流出扱いとする。なお、分別管理義務からのリリース分は資金流入扱い可とし、適格流動資産には算入しない。

3-9 中銀からの有担保調達(レポ取引)の見直し

(6) 中銀からの有担保調達(レポ取引)

- マーケット・オペレーションの一環であることが多い。これまでは以下の取扱い
 - ✓ レベル1資産が担保の場合、満期時の流出率は0%
 - ✓ レベル2資産が担保の場合、満期時の流出率は15%
 - ✓ その他の資産が担保の場合、満期時の流出率は25%

- 中銀が買い切りオペを多用する場合には満期の概念がなく、銀行サイドで資金流出は発生しないが、中銀がレポオペを多用する場合には、満期時に銀行サイドで資金が流出。LCRにおいて、買い切りオペを用いるか、レポオペを用いるかといった中銀の流動性スタイルによって差が生じないように、中銀ファシリティの種類に拘わらず、同一の効果となる取扱いに変更。
 - ✓ 担保の種類に拘わらず、満期時の流出率は0%

資金流出・流入率に関する主な見直しの一覧

項目	内容
安定的なりテール預金の流出率の引下げ	・安定的なりテール預金の流出率を引下げ(5%→3%) * 預金保険制度の追加要件を満たすこと、付保りテール預金の実際の流出率が低かったことの証跡があることが前提
ホールセール預金の流出率引下げ	・ホールセール預金の流出率を引下げ(75%→40%) ・預金全額が付保される場合、更に低い流出率とする(75%→20%)
オペレーショナル預金	・余剰残高の厳格管理など
事業法人等への流動性ファシリティ	・未使用の流動性ファシリティの流出率を引下げ(100%→30%)
金融機関向けのコミットメントライン	・金融機関向けのコミットメントライン(流動性ファシリティについてはLCR適用対象行のみが対象)の流出率を引下げ(100%→40%)
デリバティブ関連の資金流出	・デリバティブの担保の流出の厳格化(取引相手が契約上、即時で返還請求可能な超過担保額は100%流出など)。また、デリバティブの価格変動による流出額を過去の実績値を基に算出
中銀からの有担保調達(レポ)	・満期時の流出率を引下げ(25%→0%)
中銀向け健全貸出	・満期時の流入率を引上げ(50%→100%)
貿易金融	・各国裁量により0~5%を適用
顧客向けブローカレッジ	・非適格資産を担保とするマージン貸出の流入率を引下げ(100%→50%) ・顧客ショートを他の顧客ロングでカバーしている場合の流出率は50%
ショートポジション(自行分)	・自行のショートを外部的無担保借入でカバーしている場合あるいはカバーなしの場合の流出率は100%。なお、リバースレポでカバーしている場合はロールオーバーを仮定して、流出・流入率はともに0%

4.適格流動資産(HQLA)の危機時の利用

- LCRは、平時においては100%以上を確保する必要(最低基準)。
- もっとも、危機時にHQLAを弾力的に取り崩せないと、流動性危機の拡散に繋がるとの懸念がある。このため、危機時に銀行がHQLAを取り崩せる(結果としてLCRが100%を下回る)旨、バーゼルⅢ規則文書に明記。

【該当する規則文書の内容】

①ストレス時に銀行は適格流動資産の取り崩しが可能

- ・ 「ストレス期間においては、...LCRが100%を下回っても可とする」

②流動資産取崩しの際の監督当局の検証

- ・ マクロ経済金融環境、100%割れの個別行要因、市場要因等を幅広い観点から確認する

③具体的な監督上の措置

- ・ 流動性管理に関する報告書の提出等

5.LCRの実施スケジュール

- 適用開始時期は、従来通り、2015年1月。
- 当初の最低水準を60%とし、毎年10%引上げ、2019年に100%（段階的实施）。
- こうした段階的アプローチにより、銀行システムの秩序ある強化や経済活動への継続的な資金供給を妨げることなく、LCRが導入されることが可能。

	2015年 1月1日	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日
LCR 最低水準	60%	70%	80%	90%	100%

6. 今後の検討課題

① LCRの開示方法

- ・ 流動性の状況を一つの指標だけで判断するのは困難なため、LCRの絶対水準だけでなく、これを補完する定量的情報および定性的情報の開示も合わせて検討。

② 市場ベースの適格基準

- ・ 適格流動資産の定義について、現行の格付ベースの定義付けを、市場データに基づく指標で補完する可能性を模索。

③ 中銀ファシリティの扱い

- ・ LCRが中銀の流動性供給を適切に考慮していること、銀行にとって必要な中銀ファシリティの利用をLCRが妨げないことを確認するための検討。

6. 今後の検討課題(続き)

④ 安定調達比率(Net Stable Funding Ratio)の見直し

- NSFRは、LCRと並び、バーゼルⅢの流動性規制のもう一つの柱。1年間のストレスを想定して安定的に利用可能な調達手段の確保を求めるもの(所要安定調達額以上の利用可能な安定調達額の確保を求める)。
- 2018年1月からの実施を予定。2016年半ばまでに必要な見直しを行う。

$$\text{NSFR: } \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産} \times \text{流動性に応じたヘアカット)}} > 100\%$$

以上

LCRの算出・報告頻度

- 月に一度は監督当局にLCRを報告すべきであり、ストレス状況下では週次、日次での報告ができるような事務能力を備えているべき。
- 報告基準日から報告日までのタイムラグは出来るだけ短くすべきであり、2週間以内が望ましい。
- 銀行はLCRを継続的に監督当局に報告することが期待されている。
- 銀行はLCRが100%を下回った場合または下回ることが見込まれる場合は直ちに監督当局に報告すべき。

日中流動性の管理(市中協議文書の概要)

- バーゼル委は、「日中流動性管理のためのモニタリング指標」に関する市中協議文書を公表(2012年7月、金融庁/日銀HPに仮訳掲載)。
- 金融危機が浮き彫りにした課題の一つは、日中(intraday)流動性リスク管理の重要性。この点、30日間のストレスを想定するLCRは、日中流動性リスクを考慮していない。
- バーゼル委は支払・決済システム委員会と協力し、主に平時での利用を想定した「モニタリング指標」と危機に備える「ストレステスト」の導入を提案。なお、これらはモニタリング目的のみで利用。新しい規制上の基準の導入を意味しない。

【モニタリング指標】

- ①所要流動性の日次最大値
- ②利用可能な日中流動性
- ③資金受払の総額
- ④時限性のある決済債務額
- ⑤顧客金融機関に代わって決済する支払額
- ⑥顧客金融機関に供与している日中クレジットライン
- ⑦日中支払のタイミング
- ⑧日中の決済進捗

【ストレステスト】

- ①自行に対する金融上のストレス
- ②カウンターパーティに対するストレス
- ③顧客金融機関に対するストレス
- ④市場全体の信用・流動性ストレス

- 現在、市中からのコメントを踏まえ、見直しを行っている。